

# 環境メールマガジン 第28号

発行日：平成30年2月27日

発行元：野洲市環境経済部環境課

「野洲市環境保全活動推進事業」

電話：077-587-6003

野洲市では、事業所の環境保全担当者を対象に毎年環境研修会を実施しております。当研修会では、環境に係る法令や環境管理技術等を理解してもらい、事業所の皆さまが積極的に環境保全に取り組んでいただくことを目的としております。本号では環境研修会の内容をご紹介します。

第19回目となる研修会では、平成28年11月から稼働しました野洲クリーンセンターの「施設見学」及びクリーンセンター職員による「事業系一般廃棄物等について」の講義をさせていただきました。第20回目では、「騒音規制法及び振動規制法について」を特定営利活動法人NPOびわ湖環境の芝本理事に講義して頂きました。また、騒音計を用いて実際の騒音測定の方法や距離による音圧レベルの減衰及び遮蔽物による減衰の体験をして頂きました。

第19回野洲市環境研修会（平成29年11月27日（月）実施）

## 「野洲クリーンセンター」の施設見学及び「事業系一般廃棄物等について」

### <野洲クリーンセンター概要>

受入廃棄物：家庭ごみ、事業系一般廃棄物、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル  
敷地面積：31,490㎡  
建築面積：3,750㎡  
延床面積：5,356㎡  
建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造  
工期：平成26年6月26日～平成28年9月30日

#### 施設概要：

- ・熱回収施設
  - 処理能力：43 t /24 h（21.5 t /24 h × 2 炉）
  - 受入・供給設備：計量器、ごみクレーン、ごみピット、脱臭装置、可燃性粗大ごみ切断機
  - 燃焼設備：燃焼装置（次世代型ストーカ式）
  - 排ガス処理設備：ガス冷却室（水噴射式）
  - 余熱利用設備：場外及び場内余熱利用設備用温水発生器
  - 通風設備：各種送風機、空気予熱器、白煙防止装置
  - 灰出し設備：灰クレーン、灰ピット、飛灰処理装置

#### ・リサイクルセンター

- 処理能力：8 t /5 h（不燃・粗大ごみ 7 t /5 h、ペットボトル 1 t /5 h）
- 不燃・粗大ごみ処理系列：ダンピングボックス、低速回転式破砕機、高速回転式破砕機、磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、各種貯留バッチ、剪定枝破砕機
- ペットボトル処理系列：手選別コンベア、圧縮結束機
- 集じん・脱臭設備：サイクロン、バグフィルタ、脱臭装置



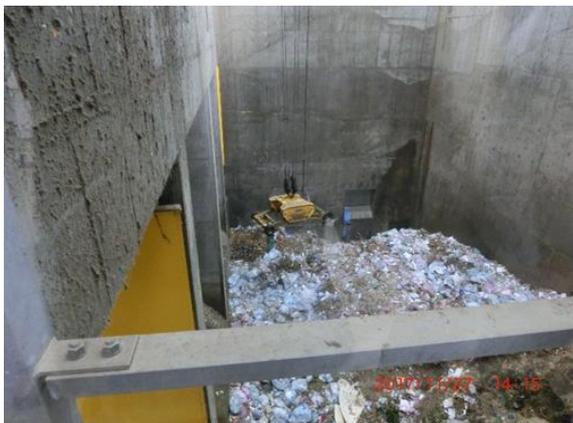
野洲クリーンセンター全体模型

## <施設見学内容（一部ご紹介）>

クリーンセンターでは職員による熱回収施設やリサイクルセンターの各設備の機能や能力等の詳細の説明がありました。

「熱回収施設」では、家庭から回収されたごみの流れと施設の処理役割を分かり易く説明頂き、その後、見学通路からごみピットや焼却炉を制御する中央制御室で各設備がコンピュータにより自動運転されているところが見学でき、最新のごみ焼却技術により処理されていると理解できました。

また、「リサイクルセンター」では、不燃・粗大ごみは破砕機により破砕・切断等細かくして、それぞれ可燃物、金属（鉄やアルミ）、不燃ごみに分別され有効に資源化されていました。ペットボトルは手選別後に圧縮梱包され再資源化されていました。



燃えるごみの処理工程



ペットボトルの分別

## <「事業系一般廃棄物等について」の講義>

野洲クリーンセンター職員による一般廃棄物と事業系一般廃棄物との違いの説明がありました。

事業系一般廃棄物は以下の方法で処理する必要があります。

- ① 事業者自ら処理する（自家処理する、資源物などの有価物として売却する）
- ② 野洲クリーンセンターに自己搬入し処理する
- ③ 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託して、野洲クリーンセンターで処理する

よって、事業系一般廃棄物は量の多少に関わらず、ごみステーションに出せません。

事業系一般廃棄物排出量は、過去5年間に於いて若干の増加傾向にあります。搬入された事業系一般廃棄物が適正に分別されているか展開検査を実施しており、違反があれば、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に厳重注意し、適正に分別されるように指導していることが判りました。



野洲クリーンセンター概要説明



施設見学

「騒音規制法及び振動規制法について」及び「騒音測定について（実技体験学習）」  
講師：NPOびわ湖環境 芝本理事

<研修概要>

NPOびわ湖環境の芝本理事に「騒音規制法及び振動規制法について」というタイトルで講義して頂きました。

1. 騒音・振動とは  
騒音とは - - - - 「不必要」で「不快な音」のこと  
振動とは - - - - 「不快な振動」などという定義はない  
→人に感じられて生活環境に影響を及ぼす振動のこと
2. 典型7大公害とは  
人の健康または生活環境に係る被害が生じること  
→大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭のこと
3. 公害苦情件数について  
平成26年度の滋賀県の公害苦情件数は920件、そのうち騒音苦情は114件であり、大気、水質苦情に次いで第3番目に多い苦情が発生しています。  
野洲市では、騒音苦情が平成26年度は10件、平成27年度は2件、平成28年度は8件と推移しています。
4. 騒音（振動）規制法による特定施設について  
工場または事業所に設置されている施設のうち、著しい騒音（振動）を発生するものであって、政令で定めるものです。  
野洲市では「野洲市生活環境を守り育てる条例」に規定する騒音・振動関係施設も定めていますので、確認ください。
5. 特定工場の騒音規制基準について  
特定工場の敷地境界線における騒音（振動）が規制区域、時間帯により下記の表に規制基準値が定められています。  
\* 特定工場とは、特定施設を設置している工場または事業所のこと  
\* 規制区域図は市のホームページまたは環境課で確認ください

時間帯	朝	昼間	夕	夜間
区域	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌午前6時まで
第1種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種区域	60dB	65dB	65dB	55dB
第4種区域	65dB	70dB	70dB	60dB

騒音規制基準

6. 騒音（振動）の原因と対応・対策について  
 騒音（振動）苦情の原因や対応策等についての例として、下記が挙げられます。

騒音の発生要素	騒音発生原因	対応策・確認事項
設備施設の不備	ベルトのゆるみ	異常音の感知
	軸受の磨耗	定期的な点検・異常音の感知
	潤滑油切れ	定期的な点検・異常音の感知
	エア一漏れ	定期的な点検・異常音の感知
	笛吹き現象（換気扇）	日常の点検・異常音の感知
設備の配置	騒音吹き出し方向	吹き出しは工場内側に
	騒音の反射	吹き出し方向の建物
	工場敷地境界付近に設置	設置場所の変更 遮音・防音対策

設備の不備、配置によって騒音が発生する原因になり得ることから、定期的な点検や配置場所の変更をすることで、騒音発生を未然に防ぐことができます。

苦情に対する適切な対応等で周辺地域との調和が大切であることが認識できました。

### 「騒音測定について（実技体験学習）」

- 騒音測定について
  - 測定は騒音施設の直近の敷地境界線上で測定します。
  - 騒音の測定地点の高さは、発生源の高さや影響を受ける側の高さを考慮しますが、地表より1.2m～1.5mで測定します。
  - 特定施設の新設や増設の場合、騒音による周辺への影響変化の有無を確認するために騒音測定を実施することが望まれます。
- 実技体験学習
 

2班に分かれて、騒音発生源に対し、騒音計を用いて騒音測定の方法や距離による音圧レベルの減衰及び遮蔽物による減衰の体験をして頂きました。



騒音規制法及び振動規制法についての講義



騒音測定実技体験

騒音規制法において、測定頻度に関する規定はなく、騒音測定義務はありませんが、事業活動を継続させるためには自主測定実施が望まれます。